

○燕市総合計画審議会条例

平成18年9月29日

条例第192号

改正 平成22年12月24日 条例第38号

平成23年3月22日 条例第4号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関する事項について調査し、及び審議するため、燕市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員及び職員
- (2) 関係公共的団体の役員及び職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選任された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議結果を会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月24日条例第38号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。